

令和元年 10月 18日

各社 運行管理者 殿

昭和四日市石油(株)四日市製油所
陸運安全協力会 会長 岩野 淳作



タンクローリーでの可燃物管理のお願い

平素、安全協力会の活動にご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、10月17日(木)の指差呼称強調週間パトロールにおいて、タンクローリーのシェルター内にウエスを多数常設している事例がありました。

ご承知のように、タンクローリーは、消防法で“移動タンク貯蔵所”に分類されタンク部分は危険物施設になるので、危険物施設にむやみにウエスなどの可燃物を持ち込むことは禁止されています。

油のしみこんだウエスが走行中に飛散する可能性もあることから、早急に是正する必要があります。

過去のパトロールでもシェルター内にゴムホースを積載している事例が時々指摘されていますが、油のしみ込んだウエスから自然発火した事例もあり、各社におかれましては、タンクローリーシェルターにウエスなどの不要な可燃物を置いていないか車両の点検を行って頂くとともに、乗務員に周知をお願いします。

1. 当該車両現認日時 10月17日 AM 7:54 (撮影時間)
2. 可燃物(ウエス)常設の状況 (写真参照)



シェルター内の6カ所にウエスが常時置かれている

以上